

上野国分寺シンポジウム

# 新しい 上野国分寺像を探る

2018/3/10 土

12時30分～16時20分

会場

群馬会館2階ホール



群馬県教育委員会



## プロ グ ラ ム

12:30~	開会行事 「総社神社太々神楽」 総社神社太々神楽保存会
13:00~13:40	<b>基調報告「5年間の発掘調査成果」</b> 群馬県教育委員会文化財保護課 橋本 淳
13:40~14:20	<b>基調講演①「国分寺制度と上野国分寺」</b> 東京大学大学院人文社会系研究科教授 佐藤 信氏
14:20~15:00	<b>基調講演②「国分寺の伽藍配置と上野国分寺」</b> 前国士館大学文学部教授 須田 勉氏
15:00~15:15	休憩
15:15~16:15	<b>パネルディスカッション</b> 司会:前澤和之氏 (前跡見学園女子大学兼任講師、史跡上野国分寺跡整備検討委員会委員長) パネラー:須田 勉氏、佐藤 信氏、橋本 淳
16:15~	閉会

### 基調講演講師プロフィール



須田 勉 (すだ つとむ) 氏

(前国士館大学文学部教授、史跡上野国分寺跡整備検討委員会副委員長)

1945年 埼玉県に生まれる。早稲田大学教育学部卒業

主な著書

『国分寺の創建—思想・制度編ー』共編 吉川弘文館 2011

『国分寺の創建—組織・技術編ー』共編 吉川弘文館 2013

『古代東国仏教の中心寺院・下野薬師寺』新泉社 2012

『季刊考古学 特集 王権擁護の寺・国分寺』第129号 編著 雄山閣 2014

『国分寺の誕生 古代日本の国家プロジェクト』吉川弘文館 2016



佐藤 信 (さとう まこと) 氏

(東京大学大学院人文社会系研究科教授、史跡上野国分寺跡整備検討委員会委員)

1952年 東京都に生まれる。東京大学大学院人文学科研究科博士課程中退

主な著書

『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館 1997

『出土史料の古代史』東京大学出版会 2002

『古代の地方官衙と社会』山川出版社 2007

『国分寺の創建—思想・制度編ー』共編 吉川弘文館 2011

『国分寺の創建—組織・技術編ー』共編 吉川弘文館 2013

# 5年間の発掘調査成果

群馬県教育委員会文化財保護課 橋本 淳

## はじめに

史跡上野国分寺跡は、群馬県高崎市東国分町・引間町、前橋市元総社町にまたがって所在する。天平 13 年(741)の聖武天皇の詔によって、国ごとにつくられた国分寺の一つである。寺域が地割としてよく整い、2 基の土壇や礎石が残存するとして、大正 15 年(1926)10 月 20 日に 62,092 m<sup>2</sup>が国史跡に指定された。

昭和 55~63 年度にかけて史跡整備に伴う発掘調査が実施され、塔や金堂(現在は講堂に修正)以下、金堂(現講堂)という、南大門、東大門、南辺築垣が確認された。中門、回廊は確認されなかったが、他国の例を参考に想像図が描かれた。そして、その調査成果に基づき、平成 2~5 年度にかけて塔と金堂(現講堂)の基壇、南辺築垣の一部が復元されている(第 1 期)。

一時、整備事業は中断していたが、群馬県教育委員会では平成 24 年度から史跡整備事業を再開し、整備のための基礎情報を得るために、平成 24~28 年度の 5 か年にわたる発掘調査を実施した(第 2 期)。今回の調査では、これまで不明であった中門、回廊の位置が初めて確認されたほか、100 年近くにわたって金堂とされてきた建物跡の前面で本来の金堂跡が発見されるなど、これまで想像されてきた上野国分寺の姿を大きく塗り替える成果があがっている。その概要を報告したい。

## 1. 発掘調査成果の概要

(1) 中門 これまで想定されていた位置より 30 m ほど南で、掘り込み地業(地盤を強化するために版築を施す基礎地業)を確認した。規模は東西約 15 m(50 尺)、南北約 12 m(40 尺)を測る。上部が削平されているため根石(礎石の下に敷く石組)等は確認できなかったが、中門の中央を壊して掘られた後世の堀の斜面に落ち込む礎石 2 個を確認した。掘り込み地業の規模から、中門は八脚門(正面 3 間の門)であったと推定している。

(2) 回廊 部分的ではあるが、東西南北の 4 面すべての掘り込み地業を確認した。特に南東部はもっと残りがよく中門から東に 25 m ほど伸び、さらに北へ直角に折れ曲がって伸びる版築層と、その上面に逆 L 字形に並ぶ根石列を確認した。根石は内側柱列にあたるもので、それぞれ約 3 m(10 尺)間隔で配置されており、桁行が 10 尺等間であることが分かった。また、西面回廊で外側柱列の根石列が検出され、図上復元での位置から推察すると梁行 15 尺の単廊の可能性が高いと考えられる。また、回廊外縁に沿うように、版築を壊して形成された瓦廐棄層が見つかっている。土層中からは大量の瓦が出土することから、回廊倒壊後に落下した瓦を埋めて整地し直した跡と考えられるが、その土層上位に浅間 B テフラ(1108 年降下)の堆積が認められる。さらに、1030 年に作成された「上野国交替実録帳」には、中門と回廊が無くなっているとの記載が見られないことから、回廊は 1030 年~1108 年の間に倒壊したことが明らかとなった。また、塔の東側の位置で北面回廊を確認した。これ以北では回廊の痕跡が確認できないことから、回廊は金堂(現講堂)基壇には伸びていかないと考えられた。と同時に、北面回廊の先に本来の金堂が存在することを示唆した。

(3) 金堂 金堂(現講堂)基壇の前面、塔の東側の位置で、本来の金堂の北東角にあたる掘り込み地業を発見した。見つかった範囲は東西 12 m、南北 13 m ほどだが、東縁から 25 m ほど西側の調査区でも北縁部分が確認されている。かなり削平を受けているため、確認された掘り込みは 15 cm ほどとあまり深くはないが、硬く明瞭な版築層が確認できた。版築土中からの瓦の出土は皆無で



史跡上野国分寺跡の位置 (s=1/200,000)

あり、創建期でも早い時期に造営されたと判断される。掘り込み地業の規模は、伽藍中軸線と塔との心々線で折り返すことにより、東西 28.5 m、南北 19 m ほどと推定される。講堂よりもやや小さい規模である。また、南西部では耕作の邪魔になるため穴を掘って落とし込まれたと考えられる礎石 1 個を再確認した。

(4) 経蔵・鐘楼 第 1 期調査で確認されていた掘立柱建物 SB08 (第 1 期調査では性格不明とされていた) を、経蔵ないし鐘楼と想定して再調査を行った。SB08 は 3 間 × 2 間の南北棟の建物である。西面回廊の北延長線上にあり、新たな金堂が発見されたことで、金堂と講堂の中間の位置にあたることになった。調査の結果、SB08 と同じ位置で新たに掘り込み地業を確認した。SB08 の柱穴が版塗を掘り込んでいることから、基壇建物から掘立柱建物へと建て替えられたことが分かる。掘り込み地業の規模から基壇建物は 10 尺等間ほどの規模が推定でき、SB08 は 7 尺等間であることから、規模を縮小して建て替えている。経蔵・鐘楼が東西対に配置される例が多いが、掘立柱への建て替えに際し、梵鐘の重量に耐えられるよう柱間を狭めた可能性があるため、西側が鐘楼だったと考えている。

(5) 僧坊 講堂の北側に僧坊が位置すると想定して調査を行ったが、後世の削平が著しく関連する遺構は確認できなかった。しかし、第 1 期調査で確認されていた柱穴列 (SA01) を再確認した。東西方向の一本柱列であることから、



上空から見た主要伽藍地区（上が北）

西に塔、北に金堂として復元された基壇がある。その金堂（現講堂）基壇の前面、塔と並ぶ位置で本来の金堂が見つかった。その西の調査区では、南から伸びる西面回廊が塔の東で屈曲し、金堂へと向かっている。

目隠し塀のような構造物と考えられる。僧坊の痕跡は確認できなかったが、現時点ではこの SA01 と講堂との間に僧坊があったと考えている。

(6) 南大門 第1期調査で確認されていた東辺の礎石3個を再確認するとともに、後世の堀斜面にすり落ちた礎石2個を新たに発見した。第1期調査では南大門は八脚門と推定されたが、今回の調査で伽藍造営の基準線となった伽藍中軸線が判明し、その伽藍中軸線で礎石列を折り返すと八脚門では柱間が開き過ぎてしまうことから、5間門(正面5間の門)であった可能性が高くなった。

(7) 築垣 南辺部の調査で築垣を確認するとともに、築垣の版塗層下から掘立柱壙の柱穴列、また築垣北縁を壊して掘られた大溝(SD27)を検出した。築垣が壊れた後にSD27を掘り、その排土を築垣残部に盛り上げて土壘状にしていたようである。これにより南辺部は、掘立柱壙→築垣→土壘+大溝と変遷したことが推定される。

(8) 寺域南東部 寺域南東部では、地表下1m程の深さで浅間Bテフラの混土層が確認された。のことから寺域南東部は、国分寺当時から浅い谷地であったことが分かった。

## 2. 寺域と伽藍配置

寺域は史跡の指定理由にあるとおり、地割としてよく残っている。東・西・北辺は現道がその名残と考えられる。寺域を設定するにあたっては講堂の中心を基準点としているようで、北辺は講堂の中心から108m(360尺:1町)、南辺は南大門の中心が講堂の中心から123m(410尺:1町+50尺)、合わせると南北長は231m(770尺:2町+50尺)となる。東辺については東大門の礎石を中心と考えると、講堂中心から111m(370尺:1町+10尺)、西辺は108m(360尺:1町)となり、合わせて東西長219m(730尺:2町+10尺)となる。

上野国分寺の伽藍配置は塔が回廊の外に置かれる興福寺式であるが、塔と金堂が中心をそろえて東西に並んで建つという特徴的な伽藍配置となる。同様の伽藍配置をもつ国分寺はあまり多くないが、陸奥、近江、但馬で見られる。



回廊南東部の礎石列(北から)



落とし込まれた金堂の礎石(南から)  
直径約130cmの大きな石。金堂の推定範囲内から見つかった。

### おわりに

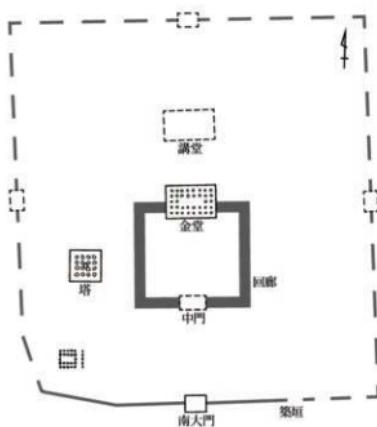
平成24年度から始まった第2期調査によって、従来考えられてきた上野国分寺の姿が大きく替わることになった。この調査成果をもとに、これから上野国分寺の新たな研究が始まることになる。また、今回の調査は史跡整備に伴うものであるため、今後は整備に向けて舵を切っていくこととなる。史跡上野国分寺跡の価値や魅力を、最大限に伝えられるような整備を模索していきたい。



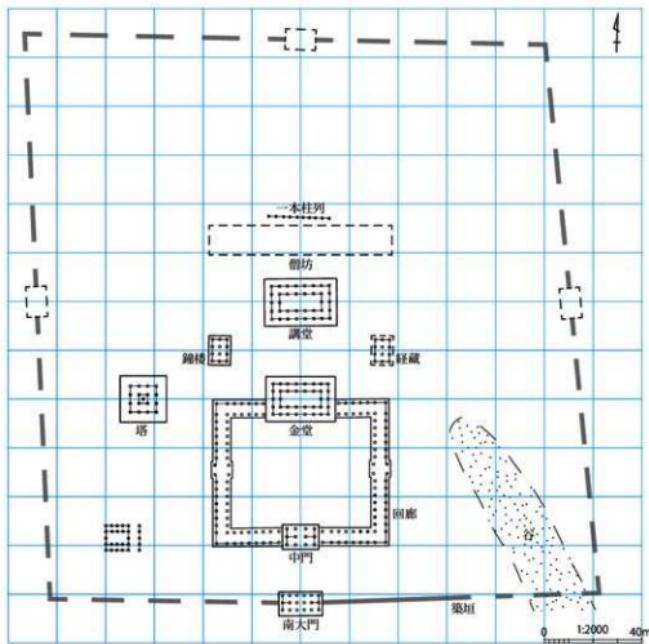
鐘楼と考えられる建物跡(南から)  
人が立っているところが柱穴の位置。北半の黒く見える土は、基壇建物の掘り込み地業。



寺域全景(上が北)



\*右上・下の実測図は伽藍中軸線を垂直にしているため、北に對して2°東に振れている。



上野国分寺最新の伽藍配置

# 国分寺制度と上野国分寺

東京大学大学院人文社会系研究科教授 佐藤 信

## はじめに

日本古代史に「国華」とも称せられた国分寺や国分尼寺が占める位置は大きい。その意味は、日本列島の古代において抜群の規模を誇る国家的な大造営事業であったというだけではない。鎮護国家を実現し中央集権と民衆支配の精神的支柱とするため營まれたといえるが、とくに地方諸国において一斉に營まれた事業である点で、古代における中央と地方の歴史を立体的にとらえ直す上で重要な鍵となるといえよう。

天平十三年（七四一）の聖武天皇の発願により諸国で營まれた国分寺・国分尼寺には、どのような意図があったのか。全国で營まれた巨大事業の国分寺・国分尼寺の造営は、どのようにして実現したのか。国分寺・国分尼寺は地方社会の中でのどのような機能を果たしたのか。諸国の国分寺・国分尼寺の遺跡には、その立地・規模・構造・技術・造営主体・財源・負担・知識・展開・衰退などをめぐってその統一性・地域性にどのような特徴があるのか。…こうした国分寺・国分尼寺をめぐる課題を検討することによって、これまで中央中心に考えてきた日本列島の古代史像をより豊かに組み立て直すことができるのではないか。

国分寺・国分尼寺発願の背景には、不安定な天平時代の政治・社会があった。国分寺・国分尼寺造営をめぐっては、上からの命令だけでなく在地豪族や民衆の協力体制（知識）も必要であった。国分寺・国分尼寺の機能としては、地方の文化・宗教の中心拠点としてだけでなく、先進的な文化と総合技術体系の受容の契機となった面も見逃せない。仏教による国内の精神的統合の面では、国分寺・国分尼寺造営の前後に国内諸郡で展開した古代の地方寺院建立のあり方も注目される。国分寺は諸国における仏教を代表する寺院であり、国内の仏教を統制し主導する拠点となつたが、この国分寺の造営・経営やそこでの仏教展開は、地方豪族が中心となって展開してきた諸国におけるそれまでの仏教・寺院に対してどのような影響をもたらしたのか。七世紀から展開していた諸国の方豪族たちによる仏教受容・地方寺院の展開と、「国家仏教」による仏教・寺院の国家的編成を象徴する国分寺・国分尼寺との関係に、律令国家の中央集権性の特徴がうかがえるかもしれない。

こうして、国分寺・国分尼寺を通して諸国で展開した古代史をとらえ直すことによって、中央と地方、地方と東アジア、そして地域間交流のあり方など、境界を越えつつ展開した地方・地域の歴史が見通せるのではないか。そして、古代国家の「中央集権性」の再検討を進めることもできよう。

諸国の国分寺・国分尼寺遺跡の中で、上野国分寺・国分尼寺は、下野や武藏などと並んで国分寺と国分尼寺がセットで良好な保存状況にある点で、きわめて貴重な事例といえる。また瓦が大量に出土し、瓦を焼いた窯の遺跡も調査されて造営体制も知られる。さらに先行する白鳳寺院跡＝山王庵寺・古代東山道の官道・参道、そして上野国府（国衙）・群馬郡家（郡衙）など、関連する在地遺跡との関係も調査が進みつつある。こうした検討により、上野国分寺・国分尼寺をめぐる、東アジア・律令国家・東国諸国・国内諸郡などの境界を越えた多様な地域間交流の展開が明らかになるのではないか。上野国分寺・国分尼寺とその時代の解明を通して、列島各地域の歴史が、多様な地域間交流のなかで多元的・重層的に展開した古代史像を再検討できるように思う。

## 1. 国分寺・国分尼寺の建立

### 1.1 国分寺

中国の大雲寺 則天武后

天平時代の天候不順・不作・天然痘流行（七三七年）・藤原広嗣の乱（七四〇年）

聖武天皇と光明皇后 故藤原不比等の食封（給与）を財源

鎮護国家思想と「国家仏教」 仏教東伝の「華」「國華」

「国家仏教」による国家的・社会的平和の追求

天平十五年（七四三）大仏造立の詔→天平勝宝四年（七五二）大仏開眼供養

長引く国分寺建立と地方豪族による助力要請・献物叙位

天平年間には、諸国における飢饉や災害、七三七年の疫疾（天然痘）の全国展開によって社会的な不安定が広まった。また中央政界における貴族たちの政治的対立は、天平十二年（七四〇）九月の藤原広嗣の乱によって危機が現実化した。聖武天皇は平城京をあとにして行幸し、乱の終息後も恭仁京（京都府木津川市）から難波宮（大阪市）・紫香楽宮（滋賀県甲賀市）へと遷都を続けたことは、中央政界の混乱を象徴している。藤原式家の藤原広嗣の乱を受けて、天平十三年（七四一）正月に、故太政大臣藤原不比等家が得ていた経済的財源の封戸五千戸の返納を光明皇后は願い出た。この願いに対して、聖武天皇は、三千戸を国分寺の造仏料とすることを定めている。諸国の国分寺造営の財源として、光明皇后が返上した故藤原不比等食封三千戸が存在したこと、すなわち藤原氏の提供した食封が国分寺建立の引き金となったことは、留意してしかるべきであろう。

○『続日本紀』天平十二年（七四〇）六月甲戌条

天下の諸国をして毎国に法華經十部を写し、并せて七重塔を建てしむ。

○『続日本紀』天平十二年（七四〇）九月己亥条

四畿内・七道の諸国に勅して曰はく、「比来、筑紫の境に不軌の臣有るに縁りて、軍に命せて討伐たしむ。願はくは、聖祐に依りて百姓を安みせむことを。故に今国別に觀世音菩薩像高壇、高さ七尺なるを造り、并せて觀世音經十巻を写せ」とのたまふ。

○『続日本紀』天平十三年（七四一）正月丁酉条

故太政大臣藤原朝臣の家、食封五千戸を返し上る。二千戸は、旧に依りて其の家に返し賜ふ。三千戸は、諸国の国分寺に施し入れて、丈六の仏像を造る料に充つ。

## 1.2 国分寺建立の詔

聖武天皇が発した国分寺建立の詔は、『続日本紀』では天平十三年（七四一）三月乙巳（二十四）条にかかるが、『類聚三才格』の勅をはじめこの詔を引く詔・太政官符などの諸史料では、二月十四日としている。

○『続日本紀』天平十三年（七四一）三月乙巳（二十四）条（国分寺建立の詔）

詔して曰はく、「朕、薄徳を以て忝くも重き任を承けたのはる。政化弘まらず。寤寐に多く懃づ。古の明主は、皆光業を能くしき。国泰く人樂しう、災除り福至りき。何なる政化を脩めてか、能くこの道に臻らむ。頃者、年穀豐かならず、疫癆頻りに至る。懃懼交集りて、唯労きて己を罪へり。是を以て、広く蒼生の為に遍く景福を求めむ。故に、前年に使を駆せて、天下の神宮を増し飾りき。去歲は昔く天下をして、釈迦牟尼仏尊像の高さ一丈六尺なる各一鋪を造らしめ、并せて大般若經各一部を写さしめたり。今春より已來、秋稼に至るまで、風雨順序ひ、五穀豐かに穫らむ。此れ乃ち、誠を微して願を啓くこと、靈観答ふるが如し。裁ち惶り裁ち懼ぢて、自ら寧きこと無し。經を案ふるに云はく、「若し有らむ国土に、此の經王を講宣し誦説し、恭敬供養し、流通せむときには、我ら四王、常に來たりて擁護せむ。一切の災障も皆消逝始めむ。憂愁・疾疫をも亦除差しめむ。所願心に遂げて、恒に歡喜を生せしめむ」といへり。宜令天下の諸国をして各七重塔一区を敬ひ造らしめ、并せて金光明最勝王經・妙法蓮華經一部を写さしむべし。朕また別に擬りて、金字の金光明最勝王經を写し、塔毎に各一部を置かしめむ。冀はくは、聖法の盛、天地と与に永く流り、擁護の恩、幽明を被りて恒に満たむことを。その造塔の寺は、兼ねて國華とせむ。必ず好き處を抵ひて、實に久しく長かるべし。人に近くは、薰臭の及ぶ所を欲せず。人に遠くは、衆を勞はして歸集すること欲はず。國司等、各宜務めて嚴飾を存ち、兼ねて潔清を尽すべし。近く諸天に感け、臨護を庶幾ふ。遐邇に布れ告げて、朕が意を知らしめよ。また、毎國の僧寺に封五十戸、水田一十町施せ。尼寺には水田十町。僧寺は、必ず僧有らしめよ。その寺の名は、金光明四天王護國之寺とせよ。尼寺は十尼。その名は法華滅罪之寺とせよ。両寺は相去りて、教戒を受くべし。若し闢くること有らば、即ち補ひ満つべし。その僧尼、毎月の八日に必ず最勝王經を転読すべし。月の半に至る毎に戒羯磨を誦せよ。毎月の六齋日には、公私ともに漁獵殺生すること得ざれ。國司等、恒に檢校を加ふべし」とのたまふ。

この詔において、諸国の国ごとに建立が求められた国分寺（光明四天王護國之寺）・国分尼寺（法華滅罪之寺）の造営は、当然諸国の国司等に対して命じられている。国府からそう離れない清浄の地に七重塔などの立派な伽藍をもつ国分寺・国分尼寺を建立し、国内の地方仏教・地方寺院を指導する拠点とすることが国司に求められたのであった。国分寺跡・国分尼寺跡の遺跡のあり様によって周知のように、諸国の国分寺は必ずしも画一的な均一プランによって造営されたものではなく、それぞれの国ごとに個性のある伽藍配置や建物群の構成・構造をもっており、このことはそれぞれの国司が主体となって国分寺の造営に当たったことを明瞭に示している。

## 2. 国分寺・国分尼寺の建立と地域社会

### 2.1 国分寺・国分尼寺の建立と国司

国司たちによる国分寺・国分尼寺の造営は、きわめて大規模な建設事業であったために、順調には進まなかった。『続日本紀』天平十九年（七四七）十一月己卯条が示すように、諸国司らの「怠慢」によって国分寺の造営は寺地の選定すら遅れている状況が指摘されている。国分寺の伽藍が一旦造営されたあとにおいても、国司による伽藍建物の維持・管理が行き届かない場合があったことが知られる。『類聚三代格』の天平神護二年（七六六）八月十八日太政官符・神護景雲元年（七六七）十一月十二日勅によれば、急ぎ建てられた国分寺の塔・金堂など中心伽藍が完成したとともに、その維持がおろそかになり朽損が進む状況が指摘され、国司の怠慢が責められている。

国司が国分寺の諸施設の維持を担うべきことは、伽藍建物が大切な国有財産であり、その破損はただちに修理すべきことに、うかがえる。国司の交替に際しては、国分寺の建物・資財に破損がないこと、破損した場合は国司の任期中に修理を済ませていることを前任国司と新任国司との間で確認する必要があった。その原則は、十一世紀の長元三年（一〇三〇）『上野国交替実録帳』によても貫かれている。もっともこの時代には、すでに国分寺や定期寺の堂塔雑舎や資財などの多くが「無実」となってしまっている。

### 2.2 国分寺・国分尼寺の建立と郡司

#### （1）郡司による国分寺造営主導

天平十三年（七四一）の国分寺建立の詔では、国司に対して国分寺の造営が命じられたが、国司のもとで国内の諸郡の負担や協力がなくては大規模な造営事業は進まなかった。天平十九年（七四七）十一月には、国分寺造営が国司等の「怠緩」によって進まないことを受けて、使者を諸道に派遣して国司・国師とともに国分寺造営を促進させることになった。それとともに、事に堪える郡司が主として三年以内に「塔・金堂・僧坊」を造り終えたり、修造に勤めた郡司に対しては、「子孫絶えることなく郡領司に任ずる」という恩典を示して、郡司たちの協力を募っている。国司の力だけではなかなか進まない国分寺造営の実情をふまえ、郡司たちの協力を求める方向が明示されたのである。また、「塔・金堂・僧坊」の造営を急いだ様子が知られ、国分寺の伽藍等建物のうちどの建物から造営が急がれたのかが理解でき、遺跡の上の造営の先後関係との比較が望まれる。とくに今回の上野国分寺跡の発掘調査では、塔と金堂が横に並列することが明らかになり、二つの伽藍建築の先後関係を考える際の参考となろう。

#### （2）地方豪族による国分寺への知識物と献物叙位

郡司など地方豪族による国分寺造営への協力を求める手法として、国分寺への知識物の奉納を募るために、「献物叙位」の制度が利用された。当國の国分寺に知識物を大量に奉納した郡司・地方豪族に対して、外從五位下への叙位などによって報いるという方法である。『続日本紀』には、諸郡の郡氏族や地方豪族による国分寺への知識物奉納に対する、天平勝宝元年（七四九）の叙位の例がみられる。国分寺造営は、国司に命ずるだけではなかなかはからなかったのであり、子孫の郡司任命とか貴族の位階への叙位などという恩典を用意してまで地方豪族たちの国分寺造営への協力を積極的に求めなくてはならない状況が、在地社会にはあった。

#### ○『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）五月戊寅条

上野国碓氷郡人外從七位下石上部君諸弟、尾張国山田郡人外從七位下生江臣安久多、伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各献当國々分寺知識物。並授外從五位下。

#### ○『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）閏五月癸丑条

飛騨国太野郡大領外正七位下飛騨国造高市麻呂、上野国勢多郡少領上毛野朝臣足人、各獻当國々分寺智誠物。並授外從五位下。

### (3)地方豪族と国分寺

九世紀半ばの承和二年（八三五）に神火で焼失してしまった武藏国分寺の七重塔の再建を、承和十二年（八四五）になって前男衾郡司である壬生吉志福正が請け負っている。

武藏国分寺七重塔は、承和二年（八三五）の焼失後も武藏国司は再建しないままに放置してきたのを、前男衾郡司が再建を願い出て許されたのであった。武藏国分寺跡において塔心礎をはじめとした礎石群と基壇が残り、焼けた瓦などが出土する遺構がこの時の承和再建塔の遺跡と考えられる。近年の国分寺市による発掘調査によって、西側に深さ二㍍に及ぶ緻密な版築をもつ塔基壇の基礎地業跡がもう一つ見つかり、版築内から九世紀中頃の須恵器が出土した。前都司による九世紀の再建工事において、きわめて精密な工法が手抜きなく施行されていたことは、注目される。九世紀中頃の国分寺の塔再建の技術体系が、郡司らの地方豪族に負うものであったのか、あるいは財源を地方豪族に負いながらも国司や国分寺僧が技術体系を掌握していたのかは、さらに検討が必要であろう。

### (4)国分寺造営と国家財政

平安時代の文人貴族三善清行の、延喜十四年（九一四）四月の『意見十二箇条』には、「…天平に及りて、弥（いよいよ）尊重をもてす。遂に田園を傾けて、多く大寺を建つ。堂宇の崇（たか）く、仏像の大なること、工巧の妙、莊嚴の奇、鬼神の製のごとくなるあり。人力の為（しわざ）に非ざるに似たり。また七道諸国をして国分寺を建てしむ。造作の費、各その国の正税を用みたりき。ここに天下の費、十分にして五。」として、大仏造立・東大寺造営とともに諸国国分寺の建立は、破格の規模による国家財政への負担の大きさゆえに、厳しく批判されている。

## 3. 国分寺文化圏

### 3. 1 国分寺の諸機能

僧尼令 僧尼による民間布教の制限

総合施設としての寺院

塔・金堂・講堂・南門・回廊・経蔵・鐘楼・僧坊・食堂・厨・湯屋・南大門・門・築地・正倉院／苑（園・花苑・兼）院・毘院・馬屋／

政所・造営官司・寺領（莊園・封戸・動産・奴婢）經營官司・木工・金工・鑄造・造仏工房・厨  
宗教・政治・経済・社会・文化・学問・芸術・医療・福祉・環境

教会・官庁・建設大企業・大学・図書館・福祉施設・病院・薬局・楽団・劇団

国内仏教の統括 国師（僧官）→講師（講師院・講院）

郡寺・地方豪族氏寺との関係

中央寺院や戒壇（東大寺・下野薬師寺）との関係

三綱…上座・寺主・都維那 墓越

「伽藍縁起並流記資財帳」…寺院資財

写經の存在 紫紙金字最勝王經（聖武天皇筆）など

法会の開催 燃灯供養・万灯会（灯明皿）

舞楽面・楽器の存在 1030年（長元三）『上野国交替実録帳』

寺領・寺辺所領・寺域・奴婢などの所有

錢・財の出举による周辺社会・民衆との関係

寺院周辺民衆による信仰 宮都の大安寺と周辺民衆との関係（『日本靈異記』）

門前や近辺における社会的弱者の存在（『日本靈異記』）

地域社会と国分寺 造瓦など造営への参加と地方寺院（郡寺・地方豪族氏寺・村仏堂）

## 国分寺造瓦（中央からの技術扶植）が地域寺院に与えた影響 瓦窯跡と国府・国分寺

### 3.2 国分寺・国分尼寺と地域社会

#### (1)国分寺と地域社会

国分寺・国分尼寺の存在は、国分寺の造営・維持に関わった人々や仏教を信仰するようになった周辺の人々など、在地社会と多面的なつながりをもつことになったと思われる。国分寺造営に当たり、出土した文字瓦にヘラ書などで名を記した人々や、国分寺瓦を堅穴住居の窓に利用する周辺住人の例がある。また、国分寺で開かれる仏教法会にも、僧尼だけでなく在地の熱心な仏教信者の人々が参加することがあったと思われる。国分寺における法会としては、「安居」（安芸国分寺木簡に記載がみえる）、「放生」や大量の灯明皿の出土で判明する万灯会などが指摘できる。

#### (2)国分寺僧と地域社会

諸国で在地社会の人々が僧侶となる際には、国分寺の僧侶の弟子として仏教を学ぶことからはじまることが多くあった。僧尼令6取童子条によれば、僧尼となったものが、自らの近親（『令集解』古記では「親族」）や郷里（『令義解』では「本貫」）から信心のある童子を選んで供侍させる制度があった。こうした童子がやがて僧侶となるコースがあった。僧侶になる者のなかには、国分寺僧のもとで仏教を学び修行し、得度して度縁を受け、やがて受戒を受けて戒牒を得、正式な比丘となるコースをたどるものが多くあったと思われる。最澄は、はじめ近江国分寺において仏教を学び修行して得度へと進んでいる。また円仁は、はじめ（下野国分寺ではないが）下野国都賀郡の大慈寺（栃木県下都賀郡岩舟町）の僧広智の弟子であったが、最澄の天台宗東国布教を支えたことで著名な広智は、瑞祥によつて近郷の円仁の誕生を知り、幼少時から弟子に取って育てたという伝承がある。

#### おわりに

国分寺・国分尼寺の造営と地域社会との関係についてみてきたが、これからの国分寺・国分尼寺研究に際して課題となる視点を指摘しておきたい。

第一に、国分寺の造営と在地社会との関係を双方向からとらえる視点の必要性である。国分寺に葺かれた文字瓦の郡名・人名記載の評価で、負担なのか知識なのかで説が分かれることにみられるように、寺院造営を国家による在地社会に対する上からの賦課・負担としてとらえるのか、在地社会の郡や民衆による知識・寄進としてとらえるのかという二つの方向からの見方があり得る。これは、一つの出来事の両面ととらえるべきであろう。

第二に、国分寺・国分尼寺造営をめぐって、国司と郡司の関与の仕方を比較・対比して検討する視点である。民衆を造営などの労役に動員する方法として、律令制の負担としては年間六〇日（のち三〇日）を限度とする「雜徭」があるが、雜徭の差発権は国司が持っている。ただし、実際の民衆の動員にあたっては、郡司の関与するところも多かった。また、工賃を支払って民衆を労働に使う「和雇」もあるが、雇用といいながら強制的な側面もうかがえる場合がある。こうした制度と実態のズレに関しては、史料批判に務めて客観的な知見を深めることが求められる。

第三には、手工業編成の技術的問題をめぐる比較研究への視点である。遺構・遺物に対するとくに考古学的・保存科学的な検討が望まれる。国分寺で採用された様々な造営技術が、京・畿内の国家的寺院の造営技術また渡来系技術をどの程度採り入れたもので、それまでの在地社会における地方寺院造営技術をどの程度ふんだしたものであるか、という視点から、遺構・遺物にみられる技術の分析のさらなる追求を期待したい。

#### 参考文献

- 佐藤 信『出土史料の古代史』東京大学出版社、2002年
- 佐藤 信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、2007年
- 佐藤 信『古代地方豪族の漢字文化受容と文学』『無名の万葉集』笠間書院、2005年
- 須田勉・佐藤信編『国分寺の創建－思想・制度編－』吉川弘文館、2011年
- 須田勉・佐藤信編『国分寺の創建－組織・技術編－』吉川弘文館、2013年
- 三舟隆之『日本古代地方寺院の成立』吉川弘文館、2003年

# 国分寺の伽藍配置と上野国分寺

前国土館大学文学部教授 須田 勉

## はじめに

日本の国分寺制度は、聖武天皇の詔により、全国 60 余州と壱岐・対馬・多羅島分寺におよぶ徹底した仏教政策であった。各国に設置が構想された国分僧寺と国分尼寺には、丈六の釈迦如来像と阿弥陀如来像をそれぞれ安置する二寺制をとり、天皇の権威を象徴して国分僧寺のみに建立された七重塔には、聖武天皇勅願の金字『金光明最勝王經』10 卷が納められた。そこでは、国家の安寧と除災を願った法会が一齊に執行され、ここに、律令国家が目指した列島社会を仏教国家とする一つの到達点を迎えたのである。

各国の国分寺遺跡における考古学的研究の重要な点は、国分寺建立構想を各國に要請した國家の側と、その構想をどのように受け止め、実施したのかという現実を、在地社会との関係を通じ、その特質をどのように読み解くのかという点にある。ここでは、こうした問題を国分寺の伽藍と寺院地の問題にしばり、上野国分僧寺を中心に検討しておきたい。

### 1. 上野国分寺の伽藍

石田茂作博士は、氏自身が調査された国分寺伽藍の集成から、「国分寺遺跡の殆ど全部がこの形式（東大寺式）の伽藍配置を踏襲している事は、天平 13 年の詔勅当初において、この式伽藍の採用が指示せられていたものではあるまいか」と述べられた<sup>(1)</sup>。しかし、その後、各國の国分寺僧寺の調査が進み、興福寺式（東大寺式）<sup>(2)</sup>、大官大寺式、法隆寺式（法起寺式）、元興寺式など、さまざまな伽藍配置の存在が明らかになってきた。

国分寺の造営にあたっては、国分僧寺と国分尼寺の二寺制をとること、国分僧寺には七重塔を建てる事、安置すべき經典、執行すべき法会、僧尼の定員など、さまざまな規定が詔や条例により設けられたが、律令国家が、各國国分寺の伽藍配置にまで規制を加えることは無かったと考えられるようになってきた。

興福寺式は、平城京内の寺院の中で最も早くに成立し、金堂南面の廻廊内を儀式空間として利用した最新式の伽藍配置であり、その後に成立する寺院のモデルとなった。各國国分寺でも国分僧寺のおよそ 5 割がこの伽藍を採用した。国分尼寺を含めるとさらに多くなる。例として、陸奥・上野・下野・常陸・伊豆・佐渡・遠江・三河・伊勢・伊賀・近江・美作・播磨・備前・備中・安芸・伯耆・但馬国分僧寺などがある。

大官大寺式は、藤原京に新たに建てられた文武朝大官大寺を指す。天皇を象徴した九重塔が建てられたが、造営途中に伽藍が全焼し、国分寺造営期には存在しなかった寺院である。しかし、まさに天皇が經營する国家筆頭の寺院として建てられ、国分僧寺伽藍のモデルとしてふさわしい寺であった。例として、上総・甲斐・美濃・讃岐・筑前・筑後・肥前・類例として豊後・紀伊・淡路国分僧寺などがある。

法隆寺式伽藍配置は、舒明天皇が天皇として最初に造営した百濟大寺で創始された日本独自の伽藍配置である。王権に直結する伽藍型式として在地豪族に好んで用いられた。例として、相模・下総国分僧寺、塔と金堂を逆にした法起寺式の例として、備後・丹後国分僧寺がある。

元興寺式は、平城京元興寺をモデルとした新型式の伽藍配置である。例として、信濃・出雲・長門国分僧寺などがある。国分尼寺に多く見られる伽藍配置であるが、国分尼寺の場合は、別の觀点から考えなければならない例もあるので、ここでは除外する。その他、廻廊をもたない武藏国分僧寺、觀世音寺式に想定される出羽国分僧寺などがある。以上、各國国分僧寺で採用された伽藍配置を類型化してきたが、各國国分寺の伽藍配置として選ばれた構造は、平城京内の官大寺や天皇の勅願寺などに、ほぼ限定される。

国分寺建立の詔の中で最も重要視された事柄は、天皇権威を象徴した七重塔の建立である。七重塔を設置するために国分寺を建立したといつても過言ではない。そうした律令政府の意向を、各國がどのように理解したのかといった点の検証は、日本の国分寺政策を評価するうえで重要である。具体的に言えば、塔が置かれた伽藍配置上の位置、

塔の規模、基壇の構造、礎石の加工状態などの分析である。

新たに判明した上野国分僧寺は、興福寺式伽藍配置である。この興福寺式に、七重塔と金堂とを心内で結んだ位置に並置し、天皇（七重塔）と釈迦如来（金堂）とを対等に配置したのが上野国分寺伽藍である。聖武天皇の詔を受けた上野国は、詔の主旨を正しく理解し、伽藍配置を設計したことがわかる。同様の例に、百濟王敬福が国司を務めた陸奥国分僧寺、藤原仲麻呂が関係した近江国分僧寺、さらに但馬国分僧寺などがある。この伽藍配置は、七重塔と金堂が左右逆になる場合もあるが、迴廊内に塔と金堂を並置した法隆寺式や法起寺式伽藍とも共通する七重塔を重視した型式である。

## 2. 上野国分寺の寺院地

国分寺の先駆的研究を行った石田茂作博士は、全国各地で実施した発掘調査の成果と、「上野国交替実録帳」に記載された「築垣壹廻 四面貳町」の記述をもとに、国分僧寺の寺院地（寺域）の規模を方2町、国分尼寺を1町半ないし1町四方と考えた。石田学説は、長い間研究者の間で定着し、発掘調査を実施するにあたっての大きな指標となった。

さらに石田は、国分寺の主要伽藍のほかに、僧尼の生活を支える食堂・浴室・厨などや、寺の寺務をつかさどる政所あるいは三綱所、さらに、一国の教学を総監する国師所などもあったはずなので、将来の国分寺研究は、主要伽藍以外のこれらの施設の解明に研究の主力を向けるべきであると主張した。

しかし、国分寺の発掘調査は、堂塔の規模や伽藍配置、さらに、方2町の寺院地の調査に主たる関心が向けられ、大規模な開発行為が相次いだ時代には、石田が指摘した主要伽藍地以外の寺院運営上の空間に対する課題の解明が、研究上の俎上にのることはほとんどなかった。このことは、国分寺遺跡の保護に関する重要な課題でもあった。

1980年代に行われた上総国分僧尼寺跡の調査は、そうした石田の主張に大きな転換をもたらした。その後、武藏国分寺、下総国分寺、下野国分寺、相模国分寺など関東の国分寺を中心として、寺院地の面積が10町歩を超える規模の国分寺が、相次いで確認された。特に、上総国分僧寺では、14町歩におよぶ寺院地の中に、方2町の伽藍地と大衆院を構成する三綱務所・食堂・厨屋・井屋・湯屋・経所・客坊・中軸線上には国師院・講師院をおき、さらに、寺院地北方には油菜所を含む薬院、南方に花苑院を置くなど、平城京官大寺を模倣した構造をもつ国分寺の存在が確認してきた。

その一方で、西日本では、讃岐国分寺、但馬国分寺、安芸国分寺、備前国分寺、備中国分寺、丹波国分寺、筑前国分寺などが、東日本でも、伊勢国分寺、三河国分寺、遠江国分寺、駿河国分寺、美濃国分寺、甲斐国分寺、信濃国分寺、上野国分寺、陸奥国分寺などの多くの国分寺が、方2町規模の寺院地をもつことも明らかにされてきた。この規模は、かつて石田が主張した寺院地の規模に匹敵する。

これまでの各國国分寺の調査から、寺院規模が10町歩を超える坂東を中心とした国分寺と、4町歩前後の規模をもつ国分寺の存在が確認してきた。前者の国分寺は、平城京薬師寺（南北4町×東西3町）と藤原京薬師寺（南北3町×東西2町）の寺院地規模と対比して考えることができる。『薬師寺縁起』に引く『流記』にみえる藤原京薬師寺の寺院地は、「四坊塔金堂並僧坊等院、二坊大衆院、以上本寺」とあり、6町を占める。寺院地12町をもつ平城京薬師寺との構造上の相違は、寺院地内に独立した薬院・花苑院・賤院等の寺院運営施設をもたない点である。これは、文武朝官大寺における寺院地の計画も同様である。

平城京内官大寺において寺院地の規模を拡大した理由は、僧尼の修学上、または寺院運営上必要となるそれらの施設を、新たに寺院地内に取り込んだことと、寺院地内に主要伽藍地を独立させた点にある。こうした寺院造営に対する政策上の根柢となった法令は、新たに僧尼が遵守すべき規範や罰則を定めた「僧尼令」であろう。この法令に基づく僧尼は、寺院内に止住し、寺院地内での日常生活と仏教活動が、寺院内で完結することが求められた。寺院規模が10町歩を超える国分寺は、こうした平城京官大寺をモデルとし計画されたのである。選択の主体は、各國にあった。

一方、寺院地の規模が略方2町の国分寺は、平城京官大寺の伽藍地、藤原京薬師寺、法隆寺などの規模を参考に

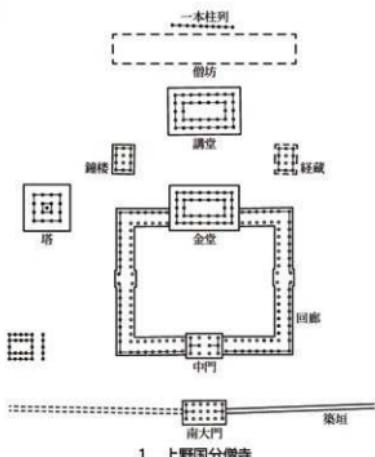
して、各国での基準が定められたのである。しかし、寺院地内の構造については、安芸国分寺・但馬国分寺・伊勢国分寺などで、寺院地内に「塔金堂並僧坊等院」と「大衆院」「國師院」などを配した構造が、三河国分寺では、「塔金堂並僧坊等院」の北に「大衆院」などを置く例などが検出されている他は、寺院地の規模や主要伽藍の確認にとどまっているのが現状である。

昭和と平成の2度にわたる大規模な調査が行われた上野国分寺では、「上野国交替実録帳」という貴重な史料が残されているにもかかわらず、中世における破壊が大きく、遺構の確認は限定的であった。しかし、寺院地の規模がほぼ確定したことにより、方2町内に置かれた施設が「塔金堂並僧坊等院」と「大衆院」「國師院」を含んだ規模であることは想定できる。問題は、僧侶の寺院内における日常活動に欠くことのできない薬院・花苑院・賤院などの機能をどこに求めるのか、という点である。これは方2町規模のすべての国分寺に当てはまる重要な課題である。

註

(1) 石田茂作『東大寺と国分寺』至文堂 1966

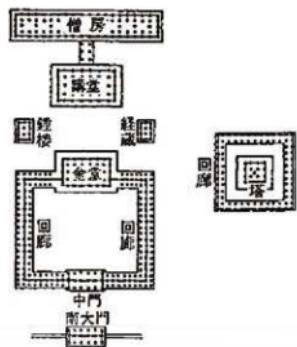
(2) 国分寺は東大寺より先行するため、箱崎和久氏に倣い「興福寺式」の名称を用いた。(箱崎和久「国分寺と在地寺院の塔」『季刊考古学 特集王權擁護の寺・国分寺』第129号 雄山閣 2014)



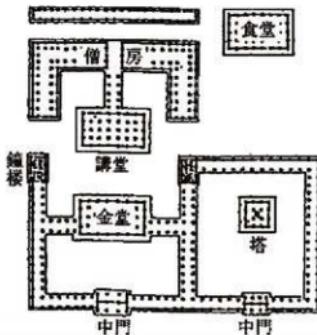
1 上野国分僧寺



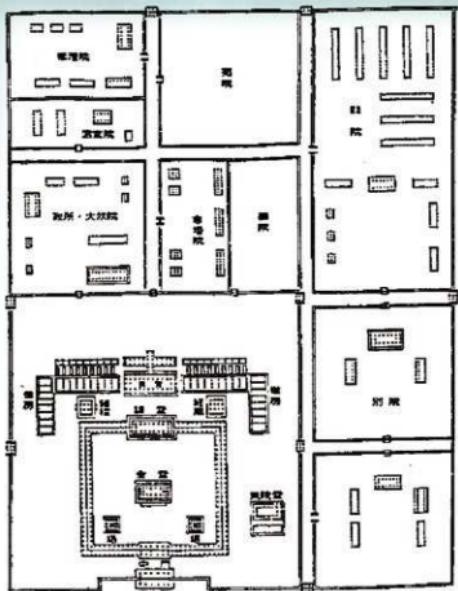
2 但馬国分僧寺



3 陸奥国分僧寺



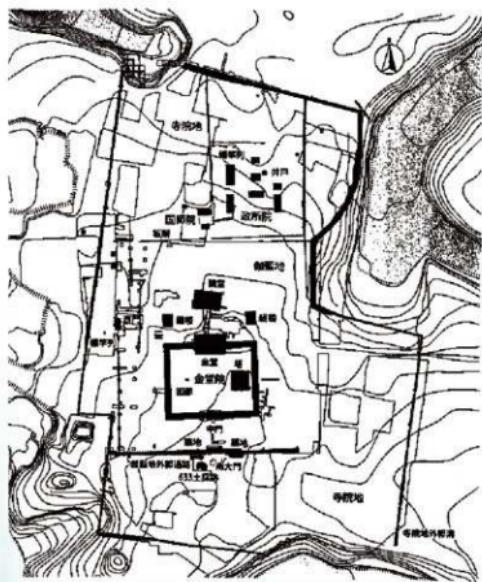
4 近江国分僧寺



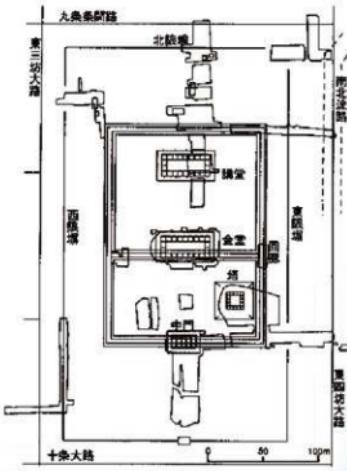
平城京藥師寺



藤原京藥師寺



上総國分僧寺



文武朝大官大寺



今回の調査成果に基づいて描いた上野国分寺の推定復元図



#### ガイダンス施設「上野国分寺館」のご案内

ガイダンス施設には発掘調査成果の紹介とともに、1/20の大きさで復元した七重塔の模型などを展示しています。また、解説ビデオなど映像資料もあります。ぜひ、お出かけください。

・開館時間 午前9時30分～午後4時30分（入館は午後4時まで）

・閉館日 年末年始（12月29日～1月3日）

・問合せ先 群馬県教育委員会事務局文化財保護課 027-226-4684  
ガイダンス施設「上野国分寺館」 027-372-6767